

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

志摩市監査委員

監 査 第 15 号

令和 2年 3月12日

様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 下 村 卓 也

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

1. 監査の対象

出資団体名 阿津里浜リゾート開発株式会社
所管部課名 産業振興部 観光商工課

2. 監査実施日

令和 2年 2月18日

3. 監査の範囲

平成30年度の財政的援助に係る出納、その他の事務の執行状況

4. 監査の方法

平成30年度における阿津里浜リゾート開発株式会社の財政的援助に係る出納、その他の事務の執行状況が、適正に執行されているかを主眼として実施した。

監査を実施するにあたっては、阿津里浜リゾート開発株式会社の所管部署である観光商工課から提出された関係書類について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、阿津里浜リゾート開発株式会社社員及び所管課長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行った。

5. 監査結果

出資における財政的援助に係る出納、その他の事務の執行状況について、関係書類の確認及び関係職員からの説明等により監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

阿津里浜リゾート開発株式会社は、平成3年に第3セクターとして設立され、平成28年度の減資決議に伴い、自己株式の買い取りを行い、現在、株主数が12名から志摩市1名となっている。また、自己株式の買い取りに合わせて株主出身の取締役が退任し、現在、取締役は志摩市長1名となり、取締役会・監査役を非設置としている。

取締役会・監査役を非設置とすることは、会社法上問題はないが、株主が志摩市のみであり、取締役が市長のみである状態は、会社経営を市長一人の裁量に委ねる状態になっている。設立当初、複数の株主出身の取締役が入っていた取締役会のような経営方針決定についての相互牽制がない。また、監査役も非設置となれば、取締役である市長一人に責任が集約されることとなる。会社は、正社員1名とアルバイト職員によって運営されており、社員が経営計画を立案し代表取締役社長である市長が決裁する構図となっている。

第3セクターは公共性と企業性を併せ持つ企業である。利益を追求する民間企業とは質的に違うが、常に市民の税金が投入される状態が続く場合は、あり方を市民に説明する必要がある。現時点では、設立当初の長期経営計画は放棄されている。株主が志摩市のみ企業として存続するのであれば、新たに企業としての長期経営計画が立案されなければならない。また、第3セクターとしての役割を終了したとするのであれば、ありかたの検討を始める必要がある。

会社法上は、民間企業と同じであるものの、株主が志摩市である限り社会保険の加入や退職金、労務災害などは志摩市職員に準じて補償されるべきものとする。志摩市所有株を売却する場合、貸借対照表で計算される限りにおいては、出資額を超える金額で買い取りを求めることができるものの、社員の退職金の積み立てがないことを勘案して、買い取り金額を計算すべきである。

現在まで、経営難を理由に土地賃借料が当初より低く抑えられてきたことは、結果として借入金の発生や、市財政からの直接的な補助を受けずに運営できており、ここにおいて、あり方の検討に支障がないことは、行政上の対応が上手く機能していたと評価することができる。担当部署の協力があったものの、大きな投資も許されず既存施設の管理補修のみで、近年の収益が維持されたことは、社員の方に、ただただ感謝したいと思う。

しかしながら、取締役会や監査役を非設置とし、代表取締役社長である市長一人に権能が集中する状態を解消するためにも、志摩市が出資している会社として業務及び財政監査のため、取締役会の設置と監査役の選任を求めるものである。